平成28年9月29日判決言渡

平成28年(行ケ)第10140号 審決取消請求事件

判

原 告 X

被 特 許 庁 長 告 官 指定代理人 須 藤 康 洋 子 同 金 尚 人 主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 特許庁が不服2015-9469号事件について平成28年3月8日にした 審決を取り消す。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 事案の概要

本件記録によれば、次の各事実が認められる。

- (1) 原告は、平成24年12月21日、発明の名称を「電導誘導放要素の自続エネルギー起さりエンジン」とする発明につき、特許出願したが(特願2012-289426号)、平成27年1月15日、拒絶査定されたことから、同年4月23日、拒絶査定不服審判を請求した。
- (2) 特許庁は、平成28年3月8日、上記審判事件につき、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は、同月31日、原告に送達された。
 - (3) 原告は、平成28年6月11日、本件訴えを提起した。

第3 当裁判所の判断

前記認定事実によれば、本件訴えは、審決の謄本の送達があった日から30日を 経過した後に提起されたものであるから、特許法178条3項に違反するものであ って、不適法でその不備を補正することができないものである。

よって,行政事件訴訟法7条,民事訴訟法140条により,口頭弁論を経ないで, 判決で本件訴えを却下することとし,主文のとおり判決する。

知的財產高等裁判所第1部

裁判長裁判官	設	樂	隆	_
裁判官	中	島	基	至
裁判官	岡	Ħ	慎	吾